

令和7年11月28日

(照会者1) 殿
(照会者2) 殿

金融庁企画市場局市場課長

「金融商品取引法」に関する法令適用事前確認手続にかかる照会について
(令和7年10月30日付照会文書に対する回答)

照会のあった事例について、下記のとおり回答します。

金融商品取引法第163条第1項は、上場会社等の「主要株主（自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて総株主等の議決権の百分の十以上の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）」が、自己の計算において当該上場会社等の特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等（以下「売買等」という。）をした場合に、売買等があった日の属する月の翌月十五日までに、売買等に関する報告書を内閣総理大臣に提出することを義務付けている。

また、「主要株主」の判定基準たる議決権から除くものとして有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下「府令」という。）第24条第1号は、「信託業を営む者が信託財産として所有する株式」を定めている。

まず、本件照会のケースにおいて、照会者1は、投資運用会社として、信託受託者である照会者2に開設された信託口座内の資金を用い（すなわち他人の計算において）、上場会社等に対する投資を行い、株券等を買い進めた結果、照会者2が信託口座内において保有する株券等に係る議決権の数が総株主等の議決権の百分の十以上に至った後に、当該上場会社等の特定有価証券等の売買等を行う場合があるとされている。

この場合においては、照会者1は、自己の計算において特定有価証券等の売買等を行わないため、売買等に関する報告書を提出する義務を負わないと考えられる。

次に、照会者2は、照会者2に開設された信託口座内で当該上場会社等の株券等を保有することとなるものの、照会者2は信託業を営む者であり、信託財産として当該上場会社等の株式等を所有するものである。

したがって、照会者2が信託口座内で保有する当該上場会社等の株券等は、府令第24条第1号の規定により「主要株主」の判定基準たる議決権から除かれるため、照会者2は「主要株主」に該当せず、売買等に関する報告書を提出する義務を負わないと考えられる。

ただし、個別具体的な事案に即して実質的に判断されるべきであるが、照会者1と照会者2について、社会通念上一体であると評価される場合には、売買等に関する報告書を提出する義務を負う可能性があることに留意が必要である。

以上

(注) 本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。